**平成28年度　胃がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が、国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等に明記できているかを調査しました。今年度より大阪府内のすべての市町村が仕様書を作成しており、各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**







**２　まとめ**

　市町村が検診を委託する上で、検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村の役割と検診実施機関の役割をあらかじめ明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成することが重要となります。今年度、仕様書を作成している市町村数は昨年度の42から１市町村増え、大阪府内すべての市町村で仕様書が作成されています。

撮影の項目６項目のうち、人的条件に関わる（５）、（６）以外は90％以上の高い実施率となっていました。胃がん検診の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師によって行うことと指針に定められていますが、読影医のうち１名を日本消化器がん検診学会認定医に指定している市町村は昨年度と同様に35市町村でした。人的条件項目を仕様書に明記するのは難しい状況ではあるものの、適切な精度管理には必要不可欠な項目です。

また、市町村は適切な精度管理のために、受診者への説明や精検実施機関からの結果報告等の項目を、実施するよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるような検診システムの構築に取り組む必要があります。